平成２８年（フ）第３５号
長崎県長崎市戸町３丁目11番５号
破産者　本岡　晴美
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４０号
長崎県長崎市界１丁目９番２号　大稲ビル304、旧住所長崎県長崎市川上町15番13号
破産者　里　　久行
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４１号
長崎県長崎市界１丁目９番２号　大稲ビル304、旧住所長崎県長崎市川上町15番13号
破産者　里　八江美
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５０号
長崎県長崎市小江原２丁目23番13―406号
破産者　今永　和恵
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５６号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷1746番地６、旧住所長崎県西彼杵郡時津町野田郷543番地３ハルノ城ハイムＢ101
破産者　林田　美和
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５７号
長崎県長崎市城栄町29番34号、旧住所長崎県長崎市田中町105番地１　コアマンション長崎ネクステージ617号
破産者　船戸　和子（旧姓鶴崎）
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７号
長崎県島原市新山３丁目8885番地　山本アパートＡ２
破産者　前田　和信
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第５号
長崎県対馬市美津島町大船越351番地１、前住所福岡市南区井尻１丁目29番22号
破産者　烏山　正巳
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
熊本市南区南高江４丁目１番13―242号
破産者　佃　　和人
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５４号
宮崎市大字塩路2779番地103　シーガイア塩路寮Ａ棟214号
破産者　中甑　アヤ
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１６号
沖縄県石垣市字登野城２番地41　登野城ビル２―Ｎ
破産者　山口　浩史
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２７年（再イ）第８０６号
東京都大田区大森東２―２―６―203
再生債務者　中井　逸生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第７９２号
神奈川県横須賀市吉井４―20―５
再生債務者　村上　和義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年５月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再イ）第１８号
東京都江東区塩浜２―５―23―1106
再生債務者　佐伯　洋輔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年５月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第８０７号
東京都葛飾区南水元３―６―１―715　金町第二団地
再生債務者　千葉　秀幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年５月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第８１３号
東京都江戸川区西葛西２―16―15―701
再生債務者　大桑　博美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年５月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第８１５号
東京都文京区本郷３―６―15―1302（住民票上の住所）神奈川県相模原市南区御園２―19―10ロイヤルメゾンＧ
再生債務者　笠松　宏行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年５月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第７２号
神奈川県愛甲郡愛川町中津2634番地の16
再生債務者　佐々木直人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年５月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月31日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２７年（再イ）第７４号
千葉県鎌ケ谷市北中沢３丁目４番24号（エスペランサ参番館105）
再生債務者　里舘　敬博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月27日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（再ロ）第２６号
大阪府東大阪市菱屋東２丁目４番25号
再生債務者　仲間　憲子（旧姓岡本）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再イ）第１号
釧路市中島町13番25号　コーポかまだ
再生債務者　藤生　常男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年５月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月31日　　釧路地方裁判所